

平成27年度 離島観光活性化促進事業 離島観光商品プロモーション  
実施要綱

制定日 平成27年6月25日

1. 目的

この要綱は、沖縄県の委託を受け、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」)が実施する「離島観光活性化促進事業 離島観光商品プロモーション」について、旅行会社に助成するための必要な事項を定める。当該事業では、平成27年9月25日(金)に開催する「OKINAWA 離島コンテンツフェア in ツーリズム EXPO ジャパン 2015」にて各離島観光事業者が提案する冬期、春期ターゲット層に合わせた新しい離島観光コンテンツを旅行商品として企画することにより、地元観光事業者と旅行会社が連携し効果的なプロモーションを展開することで、より多くの沖縄離島への更なる観光客誘致促進を図る。

2. 助成概要

(1) 事業名 : 「平成27年度 離島観光活性化促進事業 離島観光商品プロモーション」

(2) 助成金 : 各旬の助成額上限および内訳は、下表のとおりとする。

また、上限額、負担率のうち金額の少ない方を助成額とする。

①冬期プロモーション

対象地域による企画の種類	上限額	負担率
離島①(石垣島、宮古島)を主とした企画	300万円	50%以下
離島②(石垣島、宮古島以外)を主とした企画	300万円	75%以下

②春期プロモーション

対象地域による企画の種類	上限額	負担率
離島①(石垣島、宮古島)を主とした企画	150万円	50%以下
離島②(伊良部島、下地島、池間島、竹富町圏域離島)を主とした企画	150万円	75%以下
離島③(15離島、久米島、多良間島、与那国島)を主とした企画	200万円	75%以下

※離島③の15離島とは下記の離島をいう。

伊平屋島・野甫島・伊是名島・伊江島・水納島・津堅島・久高島・粟国島・渡名喜島・座間味島・  
阿嘉島・慶留間島・渡嘉敷島・北大東島・南大東島

※上表金額には、消費税及び地方消費税を含まない。

※上表離島①、離島②のうち複数の地域を対象とする企画の場合、宿泊地及び旅行行程の割合等により「主とした」対象地域(離島①又は離島②)を決定する。

※負担率とは、対象経費に対する負担金の割合(%)を指す。

例)石垣島(離島①)の企画商品の総経費(様式3)が800万円の場合、50%の負担率(400万円)ではなく、

上限額(300万円)が優先される。ただし予算の状況によっては、助成額が300万円を下回ることもある。

(3)助成の内容、期間、条件、およびその他事項については、仕様書に定めたとおりとする。

### 3. 応募資格

本事業への応募資格は、次の要件をすべて満たす旅行会社とする。

- (1)第1種旅行業または第2種旅行業を有すること。
- (2)平成27年6月25日現在までに、沖縄県内に本社、支社、グループ企業等を有する法人であること。または、OCVB 東京事務所および OCVB 西日本事務所から推薦された沖縄県への送客実績を有する法人であること。
- (3)申請事業者役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
  - ①破産者で復権を得ない者。
  - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (4)暴力団の構成員等の統制の下にない事業者。
- (5)本事業を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

### 4. 提出の手続きおよびスケジュール

所定の様式に必要事項を記入し、仕様書に定める期間までに提出を行うこと。ただし、沖縄県外に住所を有する企業については、沖縄県内の支社、グループ企業等と連名で企画書を提出するものとし、沖縄県内に支社等を有しない企業については、OCVB 東京事務所および OCVB 西日本事務所より推薦者の記名、押印を得ること。

- (1)提出書類:申請書(様式1)、企画書(様式2)、見積書(様式3)、会社概要資料等  
申請は原則として、各季節(冬・春)につき1社あたり2企画(各1企画)までとする。
- (2)提出締切日:平成27年10月15日(木)17:00 必着
  - ①申請書の押印箇所には、応募企業の最高決裁者の代表者印(社名+代表者名)が必須。  
ただし、最高決裁者からの委任がある場合においては、当該企業の支店や営業所であってもその限りではない。
  - ②提出期限(時間)までに原本の提出のない企画提案は一切受け付けない。
  - ③企画書内容の事前確認については、FAX 又は電子メールにて行うことができる。
- (3)提出場所:一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
国内事業部 国内プロモーション課 渡眞利、赤嶺 宛

### 5. 審査

- (1)提出された企画書に対し厳重な審査を行い、訴求イメージ(仕様書参考)に沿った助成事業者を選定する。選定の基準は、送客実績や送客目標、商品の新規性、新しい広報展開な

ど。過去の応募履歴や沖縄商品への取組みの姿勢等も審査対象となる。なお審査内容についての質問は一切受け付けない。

(2) 審査結果通知日:仕様書に記載

## 6. 決定後の変更申請について

助成対象事業者が決定通知後に何らかの事情によりやむを得ず申請を取り下げの場合や企画内容を変更する場合は、変更・辞退承認申請書(様式4)を速やかに提出し、OCVB の承認を受けること。

連絡もなく、変更した場合には助成金の支払はなし。更に次の公募に参加不可とする。

## 7. 助成金の確定

実績報告を受理した日から 30 日以内にその交付すべき助成額を検査・確定し、その旨、助成事業者へ通知する。ただし、すべての経費において実績報告を検査した結果、当該事業に使用した経費と確認できない場合や送客実績数が送客目標数の 50%を下回る場合(\*1)、助成金は支払わない。\*1 春の企画については適用しない。

## 8. 支払い

OCVB は確定した助成予定額について、助成対象事業者から提出された請求書に基づき、請求日から 30 日以内に助成対象事業者が指定した金融機関の口座へ、助成金を振込むものとする。

## 9. その他留意事項

(1) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

(2) 提出された応募書類は、返却しない。

(3) OCVB は、必要に応じて助成事業者に対し現地への実地検査を行うことができる。

(4) 本事業に係る経理について、報告書及び証憑類は一般事業と区別して整理保存し、事業年度終了後5年間(平成 28 年4月～平成 33 年3月末迄)保存することを義務とする。

※証憑類の原本は、助成事業者が保管し、原本のコピーを OCVB へ提出すること。

(5) OCVB は、決定通知後、助成対象事業者がこの実施要綱の規定に違反したとき、申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、もしくは OCVB が求める報告書・証憑類・成果物等を提出しないときは、助成金の交付確定を取り消し、既に交付した助成金の全額または一部を返還させることができる。

(6) この実施要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議をして決定する。

### (問い合わせ先)

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2F

国内事業部 国内プロモーション課

担当:渡眞利、赤嶺

TEL:098-859-6125 FAX:098-859-6222 E-mail:[ritohaku@ocvb.or.jp](mailto:ritohaku@ocvb.or.jp)

### (企画推薦)

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館3階

担当:屋宜、松川

TEL:03-5220-5311 FAX:03-5220-9720 E-mail:[tokyo@ocvb.or.jp](mailto:tokyo@ocvb.or.jp)

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 西日本事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21F

担当:新川

TEL:06-6344-6829 FAX:06-6346-1784 E-mail:[osaka@ocvb.or.jp](mailto:osaka@ocvb.or.jp)

### 附 則

この実施要綱は、平成27年6月25日から施行する。